



毎月 1 回 1 日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11
 (パインランド日本橋ビル 5F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者 水落雅彦 印刷所 (株)白 橋



平成26年09月29日 09:56
 国土地理院撮影

御嶽山の噴火状況 (写真提供：国土地理院 (9月29日撮影))

目 次

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
 法律の一部を改正する法律案」について……………国土交通省… 2
 御嶽山の噴火による被害状況等について……………国土交通省… 4
 南海トラフ巨大地震を想定した大規模津波防災総合訓練の実施について
 ……………国土交通省水管理・国土保全局防災課… 6
 各県コーナー 「香川県」……………香川県小豆総合事務所… 7
 会員だより 「愛知県の災害について」……………愛知県建設部砂防課 太田浩一郎…13
 防災課だより 人事異動……………18
 協会だより……………19

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」について

国土交通省 HP より

標記法律案が本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。(平成26年10月14日)

1. 改正の背景

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずる。

2. 改正の概要

(1) 基礎調査制度の拡充

- イ 都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを義務付ける。
- ロ 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合において、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとする。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の提供の義務付け

都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言

市町村長は、土砂災害に係る避難勧告等を解除しようとする場合において、国土交通大臣等に対し、助言を求めることができることとし、求められた場合は、必要な助言をするものとする。

(5) 地方公共団体への援助

国土交通大臣は、この法律に基づく事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(6) その他所要の改正を行うこととする。

3. 閣議決定日

平成26年10月14日(火)

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。(国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」)

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

御嶽山の噴火による被害状況等について

国土交通省 HP より

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。【10月10日時点】

噴火の概要

- ・ 9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。中部地方整備局設置の滝越カメラにより、南側斜面を火砕流が3キロメートルを超えて流れ下るのを観測。噴火警戒レベル3（入山規制）を発表し、火口から4キロメートル以内に立ち入らないように呼びかけ。噴火は現在も継続。
- ・ 御嶽山で噴火が発生したのは2007年（平成19年）3月下旬のごく小規模な噴火以来。
- ・ 9月27日に気象庁が降灰の拡がりについて聞き取り調査を行った結果、御嶽山の西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測されている。
- ・ 9月27日の噴火前から連続して発生している火山性微動は、検知できない程度の大きさになっている（10月10日9時現在）。
- ・ 傾斜計などの観測データに特段の変化はみられない（10月10日9時現在）。
- ・ 噴煙は、10月10日9時現在、火口縁上300メートルで南東に流れている。

国土交通省の対応

- リエゾン（情報連絡員）の派遣
 - ・ 自治体支援（長野県、長野県王滝村、長野県木曾町、岐阜県、岐阜県高山市、岐阜県下呂市）のため最大11名派遣（9/27～10/10）。
- 専門家の派遣
 - ・ 国総研、土研より砂防専門家最大3名を派遣（国総研1名：9/27～29、10/2～3、10/5～7）（土研1名：9/27～10/1、1名：9/27～10/3、1名：10/5～7）（噴火・降灰の状況把握と二次災害防止対策の検討・助言するため）。
- 9月28日、土砂災害防止法に基づく緊急調査に着手。

- TEC-FORCEの派遣
 - ・ 救助・下山支援および被災状況把握、応急対策実施等のため最大19名派遣（9/27～10/10）。
- 防災ヘリコプターによる被害状況調査（10月10日10：00時点）
 - ・ 中部地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空からの調査を実施（9/27 15：20～）。山頂南西側大きく開いた3カ所の噴火口、山頂付近に厚さ50cmの降灰を確認。
 - ・ 中部地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空からの降灰状況調査を実施（9/28：2回、9/29：1回、9/30：1回）。
 - ・ 関東地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空からの降灰状況調査を実施（9/30）。
 - ・ 中部地方整備局防災ヘリコプターによる御嶽山上空から台風第18号に伴う降雨後の被災状況調査を実施（10/7）。
- 地上における状況調査
 - ・ 地上より降灰状況調査を実施。UAV（無人ヘリ）を用いて立入規制区域を含めて調査を実施（9/29）。
- 関係自治体等への情報提供
 - ・ 関係する県、市町村、関係機関等に、今後の注意事項をとりまとめた「救助活動等における土砂災害への警戒について」を配布し、救助関係機関が活用。
 - ・ 関係自治体に対して、「御嶽山周辺地域における今後の降雨に対する土砂災害に関する注意事項」の情報提供を実施。
 - ・ 御嶽山における降灰後の土石流に関するシミュレーション結果を、長野県、木曾町、王滝村に情報提供実施（10/3）。
 - ・ 関係自治体に対して、ヘリコプター及び地上からの調査による台風18号に伴う降雨後の溪流状況の情報提供を実施（10/7）。

- 今後の応急対策に資する備蓄資材（大型土のう袋等）を確保済み。
- 監視カメラとワイヤーセンサー設置。
- 砂防堰堤設置
 - ・流域に火山灰が堆積した溪流のうち、砂防堰堤が設置されていない鹿ノ瀬川に、コンクリートブロック積堰堤 1 基（4 t ブロック使用）を設置中（10/2～）。

一般被害の状況

・人的被害

死者 55 名（警察庁（10 月 9 日 14：30 現在））

負傷者 69 名（長野県 59 名、岐阜県 10 名）（消防庁（10 月 9 日 13：30 現在））

※長野県の負傷者 59 名は、病院に収容された負傷者数。

行方不明者 8 名（長野県御嶽山噴火災害対策本部）

※行方不明者数は、お問い合わせの情報等を基に集計したものであり、今後も変動することがある。

南海トラフ巨大地震を想定した大規模津波 防災総合訓練の実施について

国土交通省水管理・国土保全局防災課

南海トラフ巨大地震を想定した広域的かつ実践的な訓練を和歌山県和歌山市（本会場）及び大阪府堺市において実施します。

本訓練の実施により、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに、津波に対する知識の普及・啓発を図るものです。

大規模津波防災総合訓練は、平成16年12月26日に発生したスマトラ島沖大地震に伴うインド洋津波災害を踏まえ、平成17年度より実施している実践的な訓練です。

○大規模津波防災総合訓練の概要

1. 訓練日時

平成26年11月8日(土)

9:00~12:00 和歌山会場【本会場】

9:00~14:00 大阪会場

2. 訓練開催場所

○和歌山県和歌山市（和歌山会場【本会場】）

和歌山下津港西浜地区、北港地区

○大阪府堺市（大阪会場）

堺泉北港堺2区

3. 主 催

国土交通省、大阪府、和歌山県、堺市、和歌山市

4. 参加機関

国、地方公共団体、公共機関等156機関

○問い合わせ先

【訓練全般】

○水管理・国土保全局防災課災害対策室

課長補佐 澤頭 芳博

代表 03(5253)8111 内線 35832

直通 03-5253-8461 FAX 03-5253-1608

【訓練詳細】

[和歌山会場【本会場】及び大阪会場]

○近畿地方整備局

総括防災調整官 岡山 公雄

代表 06(6942)1141 内線 2119

直通 06-6942-1575 FAX 06-6944-4741

[大阪会場]

○近畿地方整備局 港湾空港部 近畿圏臨海防災センター

センター長 山田 昭光

代表 072(221)7301

FAX 072-221-7321

《各県コーナー》

平成25年9月の台風18号による県道屋形崎 小江渚崎線道路災害復旧事業について

.....香川県小豆総合事務所

1. はじめに

今回ご紹介する災害復旧事業は、香川県の小豆島に位置する一般県道の道路災害復旧事業です。

小豆島は、香川県の県庁所在地高松市の20km北東沖に位置する人口約3万人の離島で、年間約100万人が訪れる観光地です。

観光名所としては、二十四の瞳の舞台となった映画村や、紅葉が素晴らしい寒霞渓、さらに、特産品では、オリーブ、醤油、素麺など観光資源が大変豊富な地域となっています。

今回被災した県道屋形崎小江渚崎線は、瀬戸内海を見渡せる海岸沿いの路線であり、交通量は1,068台/日（H22センサス）であるものの、地域住民の市街地へのアクセスや、通勤・通学などに欠かせない重要な道路となっています。

また、道路から見える海や山などの景観を楽しめる全国規模のマラソン大会や、ウォーキングイベントなど、各種行事が毎年実施される活気に満ちた県道となっています。



位置図



小豆島拡大図



県道から見える景観 1



県道から見える景観 2

《各県コーナー》

2. 被災状況

今回の被災は、平成25年9月15日～16日にかけて、総雨量196mmの降雨をもたらした台風18号に

より生じたものです。

台風18号通過後、アスファルト舗装面の亀裂や沈下の発生を、延長約100mにわたり確認しました。



被災箇所位置図



全景（起点側より撮影）



全景（終点側より撮影）



水路及び舗装の損傷



水路と舗装の段差

《各県コーナー》

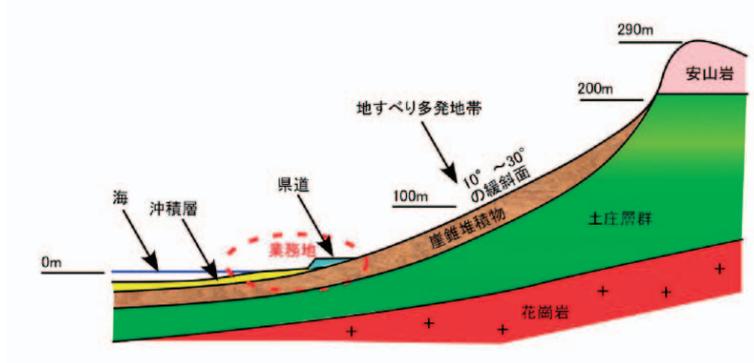
3. 被災原因

周辺地域が、地すべり地形の特徴である緩傾斜であること、また、道路面の亀裂発生が段階的に緩やかに発生したことなどから、被災原因は、道路を含んだ周辺地域一帯の地すべりと推測しました。

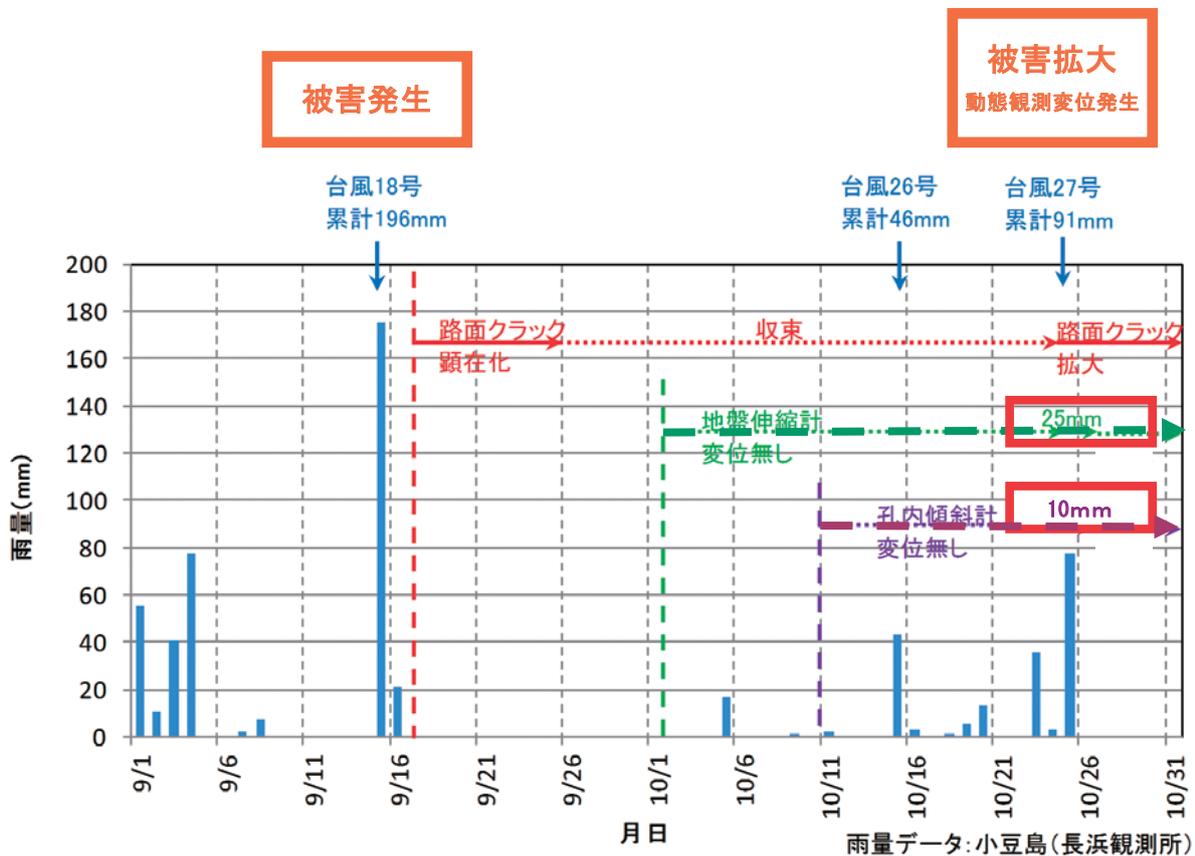
そこで、道路変状発生後、ただちに、孔内傾斜計、

地盤伸縮計を設置して動態観測を開始し、観測開始直後の降雨（台風27号）により、地盤伸縮計に25mm、孔内傾斜計に10mmの変位を観測しました。

これらの結果や、ボーリングデータなど各種資料から、道路面下約12mをすべり面として対策工法の検討を行いました。



被災箇所周辺の模式断面図



動態観測経緯図

《各県コーナー》

4. 復旧の概要

復旧工法検討にあたっての基本方針として、地すべりを確実に沈静化できる工法を選定すること、また、住民等に復旧スケジュールを明確に示すことができる工法を選定することを基本方針としました。

工法検討の結果、地すべりを確実に沈静化するために、水路復旧などの抑制工、鋼管杭による抑止工を復旧工法としました。

抑止杭は、工期短縮及び施工性を考慮して、少

ない本数で抑止効果の高い高強度鋼管杭を採用しました。

また、地すべり頭部付近での施工のため、杭打設は、振動の少ない大口径ボーリング工法を採用しました。

さらに、計画的復旧スケジュールに不確定な要素となりやすい用地買収は可能な限りさける方向で検討を行いました。

復旧工法の概要、復旧工法選定にあたってのポイントを以下に示します。

◎復旧工法概要

復旧延長 L = 104m

復旧工法

抑止杭工 N = 47本

水路復旧工 L = 61m

舗装復旧工 N = 1式

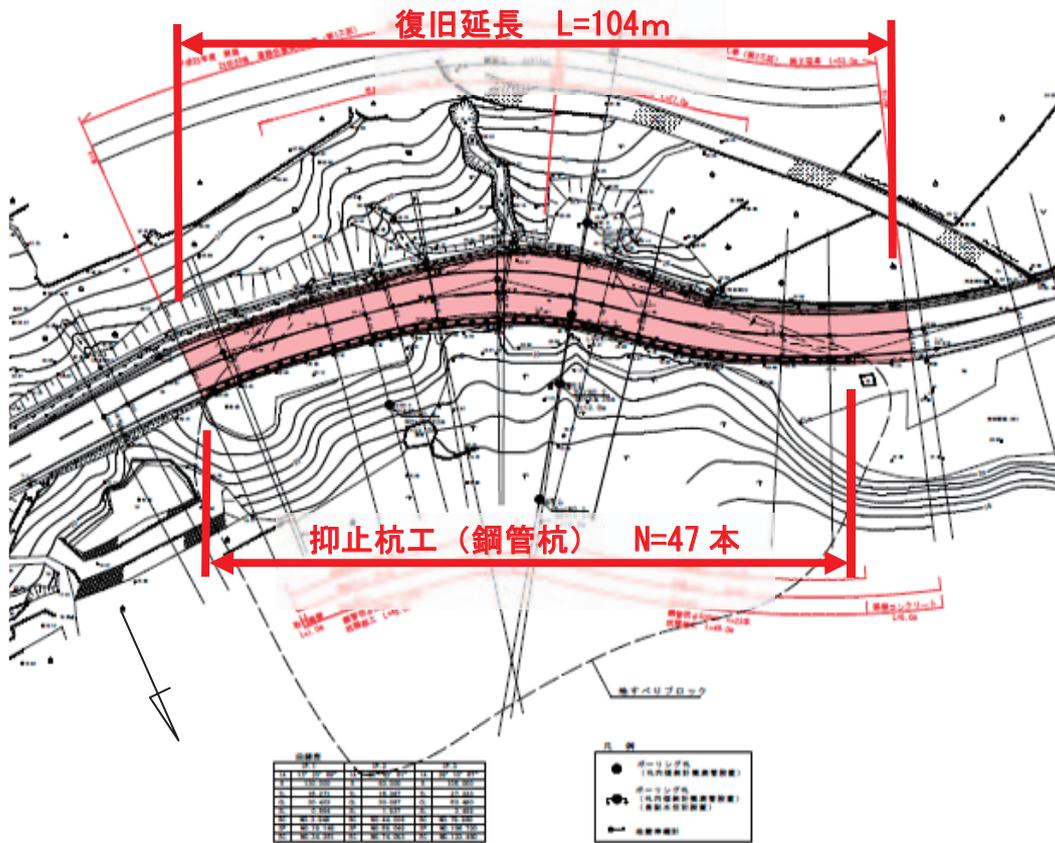
工事費

約1.2億円

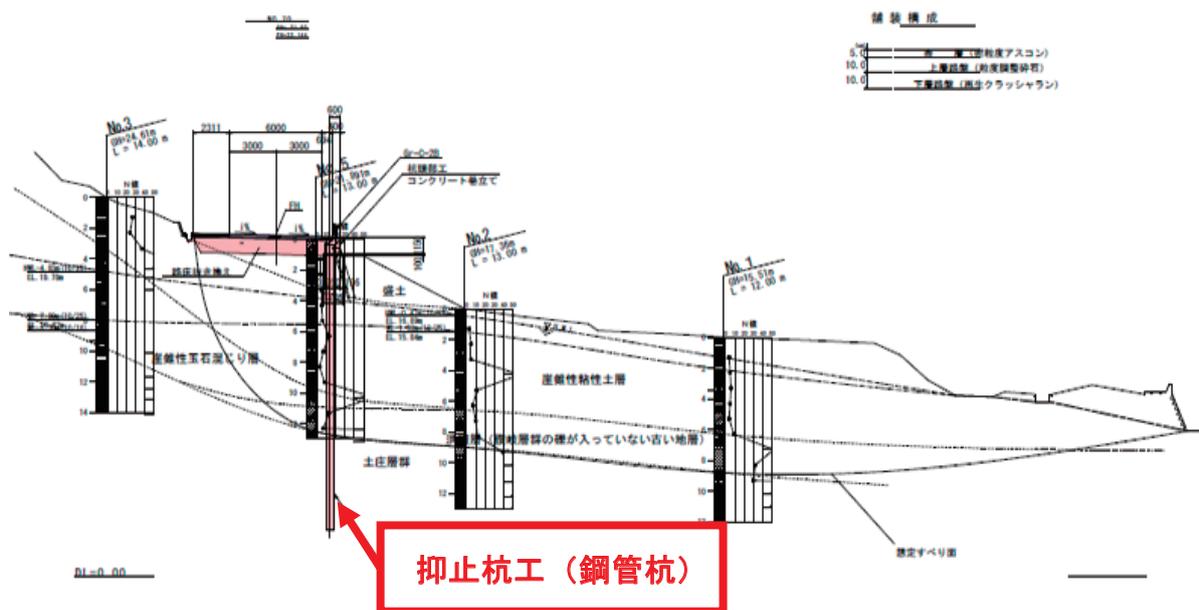
復旧工法のポイント

- ・ 工期短縮及び施工性を考慮して、少ない本数で抑止効果の高い高強度鋼管杭を採用（結果、経済性も確保）
- ・ 地すべり頭部付近での施工のため、杭打設は、振動の少ない大口径ボーリング工法を採用
- ・ 道路区域内で対策を実施し、用地交渉による復旧スケジュールの不確かさを排除

《各県コーナー》



平面図



標準断面図

《各県コーナー》

5. おわりに

H26.9月末時点で、鋼管杭工事は終了し、復旧は、舗装工事を残すのみとなりました。

今回の災害復旧により、抑止杭等の対策を行い、所定の安全率を確保しましたが、今後、想定外の地すべりの発生や周辺箇所の変状などに注視して適切な道路維持管理に努めていきたいと思えます。

最後になりましたが、今回の災害査定にあたって、適切にご指導をいただいた国土交通省水管理・国土保全局防災課をはじめとした関係各機関の皆様に厚くお礼申し上げます。



復旧完了写真（舗装工事前）終点側より

会員だより

「愛知県の災害について」



愛知県建設部砂防課
企画・防災グループ 技師
太田浩一郎

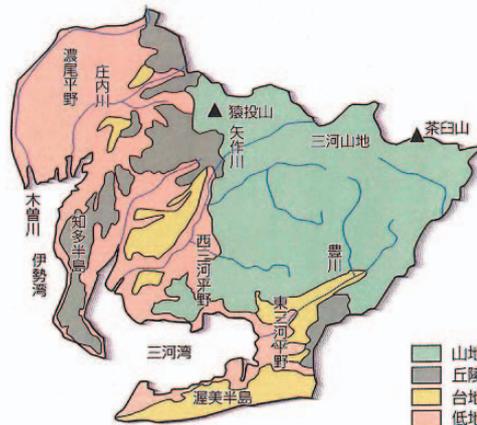
愛知県の概要について

愛知県は日本のほぼ中央に位置しており、南は太平洋に面しており、西は三重県、北は岐阜県、北東は長野県、東は静岡県と接しています。県北東部には長野県との境にある茶臼山（標高1,415 m）を頂点とする三河高原や、標高500m前後の山地が広がっています。北西部から南部にかけては、木曾川・庄内川により濃尾平野が、矢作川により西三河平野が、豊川により東三河平野がそれぞれ形成されています。また、東三河平野からは渥美半島が、濃尾平野の東部にある丘陵地帯からは知多半島がそれぞれ飛び出しており、これらによって形成される愛知県の海岸線は594kmに及び沿岸一帯は水産資源に富んでいます。

愛知県の気候は年間を通して温和で、降雨は夏に多く、冬に少なくなっています。渥美半島や知多半島の南部は黒潮の影響もあり温暖な気候となっていますが、北東部の三河山間地では冬の冷え込みが厳しくなっています。また、北西部では、

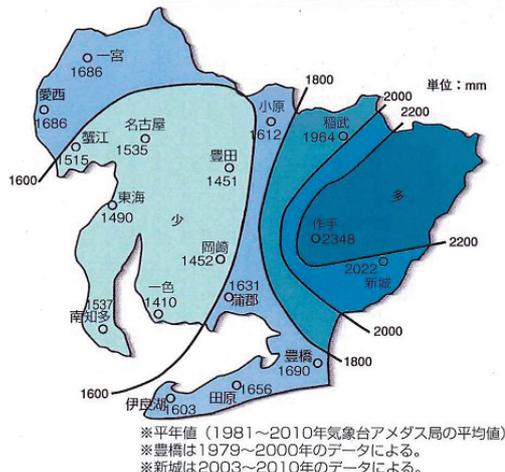
日本海までの距離が120～160kmとなっており、冬季には季節風によって降雪が見られることがあります。愛知県に災害をもたらす異常気象は、主に台風や梅雨前線・秋雨前線による豪雨となります。

愛知県の地形概略図

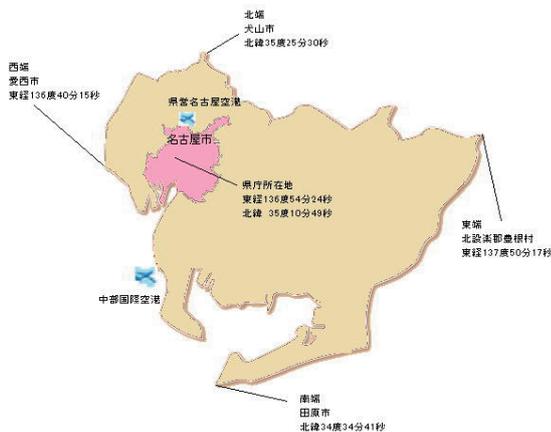


地形概略図

愛知県の年合計降水量



年間降水量



愛知県図

会員だより

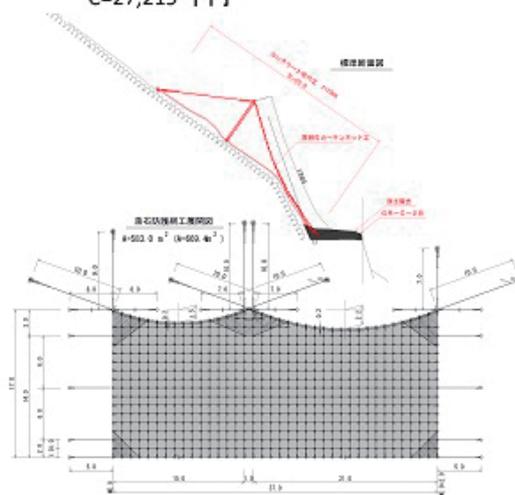
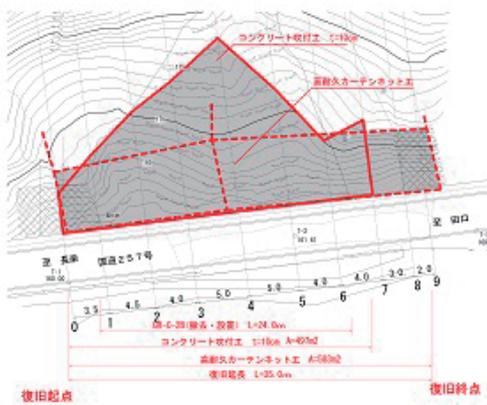
道路災害:25年災第524号
(国)257号線 (新城市愛郷地内)



道路災害:25年災第524号
(国)257号線 (新城市愛郷地内)

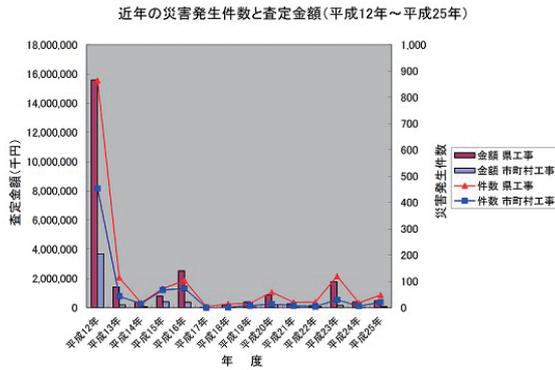
(工事概要)
 復旧延長 L=35.0m
 幅員 W=5.0m
 コンクリート吹付工 A=497m²
 高耐久型落石防護網工 A=583m²
 防護柵工 L=24m

(決定工事費)
 C=27,219千円



国道257号線

会員だより



主任主査は災害担当の取りまとめ役で、長年培ってきた豊富知識も有り、関係機関への説明や本省への変更協議、技術的な観点に係る判断の的確さ等、リーダーとして非常に頼れる存在で、日々勉強させてもらっています。主査は災害に関する事務方の職務を一手に引き受けていて無くてはならない存在です。以前は事務方の担当も居たようなのですが、前述の通り災害の少なさから、人員の効果的な配置のため現在の形となったようです。私は主任主査の補佐的な役割で、主に建設事務所との調整を行っており、他にも一部別担当の仕事も行っていきます。

工種別内訳 (国庫負担対象額ベース)

工種	区分	申請		決定		採択率 %	全体額に対する割合(%)
		箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)		
河川	県	20	262,641	20	244,398	93.1	44.5
	市町村	8	50,875	8	49,162	96.6	9.0
	計	28	313,516	28	293,560	93.6	53.5
砂防	県	6	80,403	6	74,884	93.1	13.6
	市町村	-	-	-	-	-	-
	計	6	80,403	6	74,884	93.1	13.6
道路	県	22	164,264	22	151,862	92.4	27.7
	市町村	12	28,981	12	28,406	98.0	5.2
	計	34	193,245	34	180,268	93.3	32.9
計	県	48	507,308	48	471,144	92.9	85.9
	市町村	20	79,856	20	77,568	97.1	14.1
	計	68	587,164	68	548,712	93.5	100.0

平成25年災害の概要

愛知県の平成25年災害は、3月18日の豪雨を始め10月15日から16日にかけての台風26号までの計6回でした。査定回数は例年より少し多めでしたが、災害の件数は例年並みとなりました。数字の傾向としては、第5次査定に全体の8割が集中して発生しており、そのほかは1～3件の散発的な発災となっています。

気象別内訳 (金額は査定決定額(国庫負担対象額ベース))

異常気象	発生年月日	県工事		市町村工事		合計	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額
豪雨	3/18	1	6,963	0	0	1	6,963
豪雨	7/26	1	3,557	0	0	1	3,557
豪雨	8/5~6	3	41,597	1	24,524	4	66,121
豪雨	9/4~5	3	31,839	0	0	3	31,839
台風18号	9/15~16	39	384,291	19	53,044	58	437,335
台風26号	10/15~16	1	2,897	0	0	1	2,897
計		48	471,144	20	77,568	68	548,712

※市町村工事は名古屋を除く(以下すべて同様)

5次査定は台風18号によるもので、県39件、市町村19件の計58件の申請となり、愛知県の25年災害では唯一本省から査定官を派遣していただき、2班体制で5日間の災害査定となりました。愛知県では年に1度あるかないかの規模でしたが、財務局へ事前説明に行った際に隣県の状況をそれとなく伺ったところ、桁の違う数字を示唆され、改めて愛知県の災害の少なさを実感しました。多忙な中査定に来ていただいた査定官、立会官、及び円滑な災害査定の実現のため尽力していただいた県ならびに市町村職員の皆様へ、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

愛知県の災害担当

愛知県の災害担当の紹介をしたいと思います。愛知県の災害担当は砂防課の一部の職員で構成されており、3人体制で内訳は、主任主査(技術)、主査(事務)、技師(私)となっています。災害の多い他の県から見ると非常に心もとない人数に思えるかもしれませんが、幸いにも愛知県は災害の少ない県となっており、東海豪雨以降は大災害と呼べるような災害が無いことや、他担当の頼もしい応援もあり何とかやりくりできています。主

愛知県の防災に関する取組の紹介

愛知県では、平成26年9月9日より、県内すべての土砂災害警戒情報対象市町村へ土砂災害警戒情報が発表された際に自動的に緊急速報メールの配信を行うサービスを開始しました。本サービスは土砂災害警戒情報の発表に連動して対象市町村に存在する携帯電話等(緊急速報メール機能対応機種に限ります)へメールで情報を伝達するもの

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成26年10月1日

氏 名	新 所 属	備 考
渥美 雅裕	東北地方整備局副局長（併）東北圏広域地方計画推進室長	河川環境課長（併）復興庁統括官付
五十嵐崇博	河川環境課長（併）復興庁統括官付	中部地方整備局河川部長
佐藤 寿延	総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官	治水課河川整備調整官
佐々木淑充	治水課河川整備調整官	関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所長
小林 義幸	大臣官房福利厚生課総務係長	水政課総務係長
磯部 良太	厚生労働省健康局水道課長補佐	河川計画課付（東北地方整備局河川部河川計画課長）
坂井 建太	九州地方整備局八代河川国道事務所調査第一課長	河川計画課河川計画調整室技術基準係長
竹内 航平	大臣官房人事課調査第二係	河川計画課総務係
森久保 司	近畿地方整備局福井河川国道事務所長	河川環境課企画専門官
柿崎 恒美	大臣官房技術調査課環境安全・地理空間情報技術調整官（併）交通需要推進室	治水課企画専門官
矢崎 剛吉	関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所長	治水課企画専門官
高橋 直基	北海道局総務課付	治水課法規第二係長
館澤 清城	東北地方整備局北上川下流河川事務所調査第一課長	防災課企画係長
大崎 信慈	総合政策局環境政策課長補佐	砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐（併）総合政策局環境政策課
吉田 美幸	河川計画課河川情報企画室河川情報係長	九州地方整備局河川部河川環境課流水管理係長
松井 裕也	河川計画課総務係	新規採用
金縄 健一	河川環境課企画専門官	厚生労働省健康局水道課長補佐
山田 幸男	河川環境課河川保全企画室課長補佐	北陸地方整備局千曲川河川事務所副所長
林 雄一郎	治水課企画専門官	近畿地方整備局大和川河川事務所長
青野 正志	治水課企画専門官	近畿地方整備局福井河川国道事務所長
瀧澤 理	治水課総務係	新規採用
山口 翼	防災課企画係長	中国地方整備局松江国道事務所工務課（併）調査設計課
菅原 寛明	砂防部砂防計画課深層崩壊対策係長	辞職（高知県土木部防災砂防課主査）
新國 雅彦	総務課長補佐（併）砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐	総務課長補佐
出野 裕二	防災課総務係長	総務課監査係長
酒井 達彦	砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐（併）大臣官房総括監察官付	水政課長補佐
清水 佑有	河川環境課水防企画室水防係長（併）防災課	水政課水利調整室水利指導監督係長
渡邊 加奈	河川計画課河川計画調整室技術基準係長	河川計画課河川情報企画室河川情報係長
川原林雅志	総務課監査係長	河川環境課水防企画室水防係長（併）防災課
中崎 薫	治水課技術開発係長	河川環境課河川保全企画室規格構造係長（併）治水課
北畠 大督	河川環境課河川保全企画室規格構造係長（併）流水管理室	河川環境課水防企画室水防計画係長（併）流水管理室
糸井 雄一	水政課総務係長	防災課総務係長

△平成26年10月9日

判田 乾一	派遣（スリランカ民主社会主義共和国）	砂防部砂防計画課付
-------	--------------------	-----------

協会だより

平成26年度 災害復旧促進全国大会の 開催について（ご案内）

1. 日 時

平成26年11月27日(木) 11時～12時30分

また、賛助会員の方も可能な限りご出席頂きますようよろしくお願いいたします。

2. 場 所

東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館別館1F「利根」
電話 03(3261)8386

5. その他

(1) 地方代表意見要望発表

地方の代表者が、意見要望発表を行います。

(2) 大会要望決議採択

大会において災害復旧促進に関する要望決議を行い、国会議員及び政府関係方面に要望することとします。要望書は事務局が準備し当日お渡しします。

国会議員への要望は、昨年と同様各議員の出身又は関係の深い都道府県の方に対応して頂く予定です。その予定のリストの事前調整は既に各都道府県の協力をいただき終了しております。

なお、時間等の都合で対応が難しい場合は東京事務所の方の対応でも差し支えありません。

また、要望活動は極力当日の会議終了後お願いいたします。

国会議員以外の政府関係方面については事務局一任とさせていただきます。

3. 大会次第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 来賓挨拶
- (5) 来賓紹介
- (6) 災害復旧及び災害防止事業功労者表彰
- (7) 地方代表意見要望発表
- (8) 大会要望決議採択
- (9) 閉 会

4. 出席人員

正会員につきましては、なるべく多数のご出席を頂ければ幸いです。



会場案内図

- 地下鉄 永田町駅
(有楽町線・半蔵門線・南北線)
4番出口 徒歩1分

新版発売

あなたはお持ちですか!!

災害査定上手放せない本書をぜひお手元に一冊!

平成 26 年版

『災害査定の手引き』

A 5 版156頁 カラー印刷 頒価 3,300円(税込み)
 会員等*の方は 5%引きで3,135円、会員等*の方は送料協会負担

本書は、災害復旧事業の円滑・適正な実施のため、災害査定業務に係る基本的な事項を図面、写真、査定設計書、ポンチ絵等を簡潔に分り易くとりまとめたもので、災害復旧事業に関する研修、講習会のテキスト等として幅広く活用されるものと確信いたしております。

※「会員等」とは正会員（個人・団体）、賛助会員、国、都道府県及び市町村の方です。

『災害査定の手引き』

【目次】

1. 災害発生から工事完了まで

- ・ 災害復旧事業関係法令
- ・ 災害発生から工事完了まで

2. 災害復旧事業の採択要件及び範囲

- ・ 採択要件の基本
- ・ 災害復旧事業の対象（公共土木施設）
- ・ 災害の要件（異常天然現象の基準）
- ・ 適用除外（法第6条）
- ・ 災害復旧事業の範囲
- ・ 応急工事

3. 査定設計書の作成

- ・ 積み上げによる積算
- ・ 総合単価による積算
- ・ 査定設計書の添付写真

4. 査定業務

- ・ 査定業務の流れ
- ・ 実地査定
- ・ 机上査定
- ・ 決定金額等
- ・ 再調査
- ・ 査定現場における技術的留意事項
- ・ 河川環境の保全に配慮した復旧工法

5. 橋梁災害等

- ・ 橋梁災の採択
- ・ 砂防区域内の準用・普通河川の災害採択（砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸）

6. 改良復旧事業

- ・ 改良復旧事業の枠組
- ・ 一定災と災害関連事業

7. 災害復旧事例

8. 財務省立会制度

- ・ 立会制度について
- ・ 財務検査要綱

9. 災害査定心がまえ

- ・ 査定時における検査官の心得
- ・ 現場申請主義
- ・ 査定官回し
- ・ 随行員の役割

—参考資料—

【図書購入申込については、裏面をご利用下さい。】

◎会員等の方は、会員等専用図書申込書に必要事項をもちろなくご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

◎非会員(上記以外の方)は東京官書普及(株)シビルBooksへお申し込み下さい。

申込及びお問い合わせ先 : 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町3-11 パインランドビル5階 TEL 03(6661)9730(代)
 http://www.zenkokubousai.or.jp FAX 03(6661)9733

***** 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧ください *****

↑
FAX送信方向

会員等専用

図 書 申 込 書

公益社団法人 全国防災協会 宛

FAX 03-6661-9733

図 書 名	新版「災害査定の手引き」(平成26年版)		冊数	冊	価格	¥
			冊数	冊	価格	¥
			冊数	冊	価格	¥
			冊数	冊	価格	¥
			冊数	冊	価格	¥
申 込 者	都道府県名		住所	〒		
	申込団体名				TEL	
	部署名		氏名		FAX	

*送付先が代表申込者と同じ場合は下記は省略していただいて結構です

送 付 先			冊 数	(会員・官公庁用) 請求書等部数			備 考
部 署 名	担当者名	住 所		見 積 書	請 求 書	納 品 書	
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					

*ご記入いただいた個人情報、お申込み図書の配送・お支払確認等の連絡にのみ利用します。

通 信 欄	*お問い合わせ、ご意見などがございましたらお書き下さい
-------------	-----------------------------

この申込書は、会員等(正会員(団体・個人)、賛助会員、国、都道府県及び市町村)専用です。
 の非会員の方は使用できません。東京官書普及(株)シビルBooks(送料あり)にお申し込みください

平成26年 発生主要異常気象別被害報告

平成26年10月15日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			74	2,925,800	2	110,000	1	85,000					141	2,042,900			218	5,163,700
青森			13	75,000									123	2,015,000			136	2,090,000
岩手			4	70,654	1	110,000					2	8,000	4	248,000	2	90,000	13	526,654
宮城			8	42,600									54	532,505	7	82,000	69	657,105
秋田			33	315,000	2	80,000							49	824,500			84	1,219,500
山形			(1)	(8,000)	4	1,720,000							(1)	(460,000)	(1)	(7,000)	(2)	(467,000)
福島			11	718,000									236	7,099,841	1	7,000	241	8,826,841
茨城	<5>	<150,000>	5	150,000									65	1,365,000			76	2,083,000
栃木													<1>	<10,000>			<5>	<160,000>
群馬					1	366,927					15	461,800	6	26,300			21	488,100
埼玉			1	150,000					1	40,000	1	60,000			(1)	(3,465,000)	(1)	(3,465,000)
千葉			10	81,000							55	873,500	8	112,500			5	3,730,000
東京																	73	1,067,000
神奈川											1	53,806	1	50,000			2	103,806
新潟					1	111,000							1	20,000	(2)	(76,500)	(2)	(76,500)
富山			48	609,100			1	20,000					75	1,130,000	2	76,500	79	1,337,500
石川			81	967,100									3	17,000			55	674,100
福井			6	376,000	1	30,000							4	40,500			17	73,700
山梨							1	150,000					23	403,500			39	809,500
長野			3	41,700			2	250,000					14	290,000			15	440,000
岐阜			(4)	(43,000)									4	23,000			24	3,401,000
静岡			421	11,194,568									44	1,121,590			44	1,121,590
愛知			1	9,900	1	1,620,000							78	964,411			509	12,163,379
三重			1	30,000									130	2,026,800			132	3,656,700
滋賀			8	93,000									12	210,000			13	240,000
京都			(6)	(3,976,500)									(2)	(15,000)			(8)	(3,991,500)
大阪			299	7,642,370	3	380,000							183	1,364,300			485	9,386,670
兵庫			(1)	(10,000)									(2)	(26,853)			(3)	(36,853)
奈良			10	181,020							1	18,000	24	493,303			35	692,323
和歌山			(1)	(5,000)									<1>	<350,000>			<13>	<238,000>
鳥取			164	5,120,435									418	5,757,000			582	10,877,435
島根			1	3,000									105	2,232,300			106	2,235,300
岡山			13	159,800	3	3,590,000							(2)	(110,000)			(2)	(110,000)
広島													384	4,915,240			401	8,690,040
山口			6	37,500									17	129,000			23	166,500
徳島			48	173,900	5	261,000							<1>	<40,000>			<1>	<40,000>
香川	1	155,000	50	206,920	(1)	(150,000)							15	137,100			71	735,500
愛媛			2	242,705	2	242,705							4	7,885			(1)	(150,000)
高知			113	1,465,600						1	28,000		351	2,354,839			56	457,510
福岡			4	58,000									(2)	(65,000)			(2)	(65,000)
佐賀													161	2,325,600			186	2,583,300
長崎			2	27,000									<2>	<200,000>			<2>	<200,000>
熊本			308	4,510,340									308	4,510,340			310	4,537,340
大分			(1)	(20,000)									(1)	(20,000)			(1)	(20,000)
宮崎			91	836,300									91	836,300			91	836,300
鹿児島			1	3,000	1	200,000			1	10,000	1	4,500	(2)	(30,000)			(3)	(30,000)
沖縄			9	177,800	1	13,000							97	1,371,400	1	5,000	102	1,593,900
北海道			22	230,300									<3>	<170,000>			<3>	<170,000>
青森			(1)	(50,000)									(3)	(16,000)			(3)	(16,000)
岩手			30	152,400	1	140,000							1,111	15,872,130			1,335	17,689,830
宮城			22	230,300									49	496,200	1	70,000	95	972,400
秋田			30	152,400									10	71,000			47	409,200
山形			51	383,800									<4>	<45,000>			<4>	<45,000>
福島			8	60,900									68	373,900			158	947,500
茨城			3	11,980									40	161,011			267	1,636,885
栃木			3	17,000									219	1,414,974			45	235,230
群馬			2	15,500									149	1,999,000			307	3,397,000
埼玉県			2	21,000									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
千葉県			2	15,500									45	585,880			107	1,917,658
東京都			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
神奈川県			3	17,000									155	1,381,000			186	2,519,038
静岡県			3	17,000									107	1,917,658			154	2,519,038
愛知県			3	17,000									34	1,173,500			39	1,233,500
岐阜県			3	17,000									155	1,381,000			307	3,397,000
長野県			2	15,500									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
山梨県			2	21,000									45	585,880			107	1,917,658
石川県			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
富山県			3	17,000									155	1,381,000			307	3,397,000
福井県			2	15,500									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
岐阜県			2	21,000									45	585,880			107	1,917,658
静岡県			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
愛知県			3	17,000									155	1,381,000			307	3,397,000
岐阜県			2	15,500									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
山梨県			2	21,000									45	585,880			107	1,917,658
石川県			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
富山県			3	17,000									155	1,381,000			307	3,397,000
福井県			2	15,500									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
岐阜県			2	21,000									45	585,880			107	1,917,658
静岡県			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
愛知県			3	17,000									155	1,381,000			307	3,397,000
岐阜県			2	15,500									(1)	(700,000)			(1)	(700,000)
山梨県			2	21,000									45	585,880			107	1,917,658
石川県			3	182,000									3	39,000			34	1,173,500
富山県			3	17,00														